

道路特定財源関連法案が年度内に成立しない場合の主な影響と対策

日切りの影響と懸案事項	対 策
<p>1. 一般消費者への影響 ガソリンの税金は、4月1日から下がることとなるが、出荷時期の違いにより税額に差が生じるため、すぐに販売価格に反映されない場合があり、店舗間での販売価格のバラツキや、便乗値上げが懸念される。</p> <p>-----</p> <p>軽油は、特約業者の場合（約8割）は4月1日から新税率で販売するが、特約業者以外の販売業者（約2割）では同日前の課税済み軽油を在庫でかかえるため、店舗間での販売価格のバラツキが懸念される。</p> <p>-----</p> <p>自動車取得税の税率の増減による混乱 <ul style="list-style-type: none"> ・自家用自動車（軽自動車除く）の税率減 5% 3% ・取得価格免税点の変更 50万円以下非課税 15万円以下非課税 ・低燃費車への特例措置（取得価格から30万円又は15万円控除）の失効 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷時期や課税段階の違いにより税額に差が生じるため、価格にバラツキが出る場合があることを県民にお知らせ。（別紙2） 【道路政策課】【税務課】 ・コストが下がれば販売価格も下げるように指導。 ・価格の動向調査による、不当な便乗値上げなどへの監視及び必要に応じて適切な指導。 【県民生活課】 ・相談窓口の活用。 【県民生活課】【道路政策課】【税務課】 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車販売店などの関係者や消費者への税率等の変更についてお知らせ。（別紙3） 【税務課】
<p>2. 民間事業者全般への影響 3月中の買い控えや高く仕入れたガソリンを4月以降に価格転嫁できず経営環境や資金繰りが一時的に悪化</p> <p>-----</p> <p>ガソリンなどの値下げを理由に運送業者や建設業の下請け企業などへの不当な値引き要求など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の活用 ・経営支援資金や小企業応援資金の融資制度の活用 【商工振興課】【産業支援課】 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の活用 ・企業や経済団体に対し、取引の適正化の働きかけ及び冷静な対応の呼び掛け。 【商工振興課】【産業支援課】【技術調査課】
<p>3. 県、市町村行政（公共事業）への影響 予算手当が不能 <ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道事業箇所131箇所の内、臨交金事業80箇所については、予算手当が不能。 ・その他51箇所についても、国の予算内示が無ければ予算手当が不能。 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県下の道路工事全131箇所において、従来通り必要な入札手続きなどを進める一方、予算の裏付けがないため最終的な契約は行わない。 ・再可決が行われるなど予算の裏付けができれば、その時点で契約を行う。 ・予算の裏付けが無ければ、地元関係者に説明の上、理解を求めるとともに、箇所の休止、箇所の見直し、及び他の公共事業との予算調整を実施。 ・市町村に対して随時情報提供。 【道路政策課】【道路建設課】【道路保全課】【住宅環境課】【財政課】【市町村課】